

2020年10月22日

東北経済産業局

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて ガスの特例措置の認可を行いました(第9報)

東北経済産業局は、本日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る託送供給の特例措置の認可を行いました。

1. 経済産業省からガス事業者に対する要請

経済産業省は、ガス事業者に対し、個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、ガス料金支払いの猶予等、柔軟な対応を行うことを要請しました。

2. 今回の特例措置の認可内容

東北経済産業局は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る託送供給の特例措置として、下記事業者から、託送料金その他の供給条件について特例措置(託送供給料金の支払期限の延長)を実施するために必要となる認可申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、特例措置(別紙1参照)の認可を行いました。

なお、今後、影響が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特例措置の認可を行う予定です。

記

○一般ガス導管事業者(1事業者)

別紙2参照

3. 参考

■これまでのガスの特例措置の認可について(東北経済産業局ホームページ)

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてガスの特例措置の認可を行いました(第8報:2020年7月31日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200731.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてガスの特例措置の認可を行いました(第7報:2020年7月3日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200703.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてガスの特例措置の認可を行いました(第6報:2020年6月5日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200605.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてガスの特例措置の認可を行いました(第5報:2020年5月15日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200515.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響による被害についてガスの特例措置の認可を行いました(第4報:2020年4月3日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200403.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響による被害についてガスの特例措置の認可を行いました(第3報:2020年3月30日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200330.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響による被害についてガスの特例措置の認可を行いました(第2報:2020年3月25日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200325.pdf

・新型コロナウイルス感染症の影響による被害についてガスの特例措置の認可を行いました(2020年3月23日)

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/gas/topics/pdf/200323.pdf

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局 電力・ガス事業課長 五十嵐圭介

担当者:戸浪、船田

電話:022-221-4941(直通)

FAX:022-213-0757

(一般ガス導管事業者:1 事業者)
託送供給約款についての特例措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から申出があった場合、当該託送供給依頼者に対して、既認可の供給条件に代えて、以下の措置を適用する。

1. 山形ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けたガスの使用者又は特例貸付を受けようとするガスの使用者及び同社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、2020年2月検針分(支払期限日が2020年3月25日以降となるものに限る。)、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分、8月検針分、9月検針分、10月検針分、11月検針分及び12月検針分の託送供給料金の支払期限日を原則としてそれぞれ1か月延長する。

(別紙 2)

ガスの特例措置の認可を行った事業者

○一般ガス導管事業者(1 事業者)

事業者名	法人番号	供給区域	
山形ガス株式会社	2390001001956	山形県	山形市 上山市